

議案第16号

葛飾区事務手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成27年 2月17日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

建築基準法の改正に伴い、特定建築基準適合審査手数料等について定めるほか、所要の改正をする必要があるため、本案を提出いたします。

葛飾区事務手数料条例の一部を改正する条例

第1条 葛飾区事務手数料条例（昭和33年葛飾区条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1の50の4の項中「イ ア以外の場合

47,000円」を

「イ 申請に併せて住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条第1項の設計住宅性能評価書（同法第5条第1項の住宅性能評価に係る部分について長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合し、かつ、当該住宅性能評価のうち構造の安定に関することについて建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第81条第2項第1号ロの限界耐力計算以外の方法により評価されたものに限る。以下「設計住宅性能評価書」という。）が提出された場合

16,000円

ウ ア及びイ以外の場合

47,000円」

に、「イ ア以外の場合

109,000円」を

「イ 申請に併せて設計住宅性能評価書が提出された場合

57,000円

ウ ア及びイ以外の場合

109,000円 」に、

「イ ア以外の場合

175,000円 」を

「イ 申請に併せて設計住宅性能評価書が提出された場合

92,000円

ウ ア及びイ以外の場合

175,000円 」に、

「イ ア以外の場合

345,000円 」を

「イ 申請に併せて設計住宅性能評価書が提出された場合

172,000円

ウ ア及びイ以外の場合

345,000円 」に、

「イ ア以外の場合

617,000円 」を

「イ 申請に併せて設計住宅性能評価書が提出された場合

295,000円

ウ ア及びイ以外の場合

617,000円 」に、

「イ ア以外の場合

1,062,000円 」を

「イ 申請に併せて設計住宅性能評価書が提出された場合

455,000円

ウ ア及びイ以外の場合

1,062,000円 」に改め、同表50の5の項中

「イ ア以外の場合

47,000円 」を

「イ 申請に併せて設計住宅性能評価書が提出された場合

16,000円

ウ ア及びイ以外の場合

47,000円 」に、

「イ ア以外の場合

109,000円 」を

「イ 申請に併せて設計住宅性能評価書が提出された場合

57,000円

ウ ア及びイ以外の場合

109,000円 」に、

「イ ア以外の場合

175,000円 」を

「イ 申請に併せて設計住宅性能評価書が提出された場合

92,000円

ウ ア及びイ以外の場合

175,000円 」に、

「イ ア以外の場合

345,000円 」を

「イ 申請に併せて設計住宅性能評価書が提出された場合

172,000円

ウ ア及びイ以外の場合

345,000円 」に、

「イ ア以外の場合

617,000円 」を

「イ 申請に併せて設計住宅性能評価書が提出された場合

295,000円

ウ ア及びイ以外の場合

617,000円 」に、

「イ ア以外の場合

1,062,000円 」を

「イ 申請に併せて設計住宅性能評価書が提出された場合

455,000円

ウ ア及びイ以外の場合

1,062,000円

」に改め、同表50の7の項の

次に次のように加える。

50の8 マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第105条第1項の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査	要除却認定マンションの建替えにより新たに建築されるマンションの容積率の特例許可申請手数料	1件につき	160,000円	許可申請のとき。
--	--	-------	----------	----------

別表第1中126の7の項を126の9の項とし、126の2の項から126の6の項までを2項ずつ繰り下げ、126の項の次に次のように加える。

126の2 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第39条第1項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可の申請に対する審査	高度管理医療機器等販売業又は貸与業許可申請手数料	1件につき	34,100円	許可申請のとき。
126の3 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第39条第4項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可の更新の申請に対	高度管理医療機器等販売業又は貸与業許可更新申請手数料	1件につき	12,400円	更新申請のとき。

する審査				
------	--	--	--	--

別表第1の127の項の次に次のように加える。

127の2 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第45条第1項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可証の書換え交付	高度管理医療機器等販売業又は貸与業の許可証書換え交付手数料	1件につき	2,400円	書換え申請のとき。
--	-------------------------------	-------	--------	-----------

別表第1の128の項の次に次のように加える。

128の2 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第46条第1項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可証の再交付	高度管理医療機器等販売業又は貸与業の許可証再交付手数料	1件につき	3,400円	再交付申請のとき。
--	-----------------------------	-------	--------	-----------

第2条 葛飾区事務手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第1の8の項中「及び」の次に「同一敷地内において」を加え、「（移転する）」を「（同一敷地内において移転する）」に改め、「ウ 建築物を」の次に「同一敷地内において」を加え、「して建築物を移転し」を「して建築物を同一敷地内において移転し」に、「第6条第5項に規定する構造計算適合性判定（以下「構造計算適合性判定」という。）を要する」を「第6条の3第1項ただし書の規定に基づき、構造計算に関する高度の専門的知識及び技術を有する者として国土交通省令で定める要件を備える者（以下「特定建築基準適合判定資格者」という。）である建築主事が、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第9条の3の規定による特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査（以下「特定建築基準適合審査」という。）をする」に、「1の建築物について、8の2の項」を「当該部分ごとに8の2の項」に改め、

同表 8 の 2 の項を次のように改める。

<p>8 の 2 建築基準法第 6 条 第 4 項の規定に基づく建築物に関する確認の申請に対する審査に係る特定建築基準適合審査</p>	<p>特定建築基準適合審査手数料</p>	<p>特定建築基準適合審査をする部分の床面積が 1,000 平方メートル以内のもの 1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のもの 2,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以内のもの 10,000 平方メートルを超え 50,000 平方メートル以内のもの 50,000 平方メートルを超えるもの</p>	<p>156,000 円 209,000 円 240,000 円 319,000 円 587,000 円</p>	<p>確認申請のとき。</p>
---	----------------------	--	--	-----------------

別表第1の13の項及び16の項中「建築した場合（」及び「イ 建築物を」の次に「同一敷地内において」を加え、同表21の項中「第7条の6第1項第1号」の次に「又は第2号」を加え、「の承認」を「の認定」に、「仮使用承認申請手数料」を「仮使用認定申請手数料」に、「承認申請の」を「認定申請の」に改め、同表21の2の項中「及び」の次に「同一敷地内において」を加え、「（移転する」を「（同一敷地内において移転する」に改め、「ウ 建築物を」の次に「同一敷地内において」を加え、「して建築物を移転し」を「して建築物を同一敷地内において移転し」に、「構造計算適合性判定を要する」を「建築基準法第18条第4項ただし書の規定に基づき、特定建築基準適合判定資格者である建築主事が、特定建築基準適合審査をする」に、「1の建築物について、21の3の項」を「当該部分ごとに21の3の項」に、「建築基準法第87条の2」を「同法第87条の2」に改め、同表第21の3の項を次のように改める。

21の3 建築基準法第18条 第3項の規定に基づく建築物に関する計画の通知に対する審査に係る特定建築基準適合審査	特定建築基準適合審査手数料	特定建築基準適合審査をする部分の床面積が1,000平方メートル以内のもの	156,000円	計画通知のとき。
		1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	209,000円	
		2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	240,000円	

		の 10,000 平方 メートルを 超え 50,000 平方メート ル以内のも の	319,000 円	
		50,000 平方 メートルを 超えるもの	587,000 円	

別表第 1 の 21 の 8 の項中「第 18 条第 15 項」を「第 18 条第 17 項」に改め、「建築した場合（」及び「イ 建築物を」の次に「同一敷地内において」を加え、同表 21 の 9 の項及び 21 の 10 の項中「第 18 条第 15 項」を「第 18 条第 17 項」に改め、同表 21 の 11 の項中「第 18 条第 15 項」を「第 18 条第 17 項」に改め、「建築した場合（」及び「イ 建築物を」の次に「同一敷地内において」を加え、同表 21 の 12 の項中「第 18 条第 15 項」を「第 18 条第 17 項」に改め、同表 21 の 13 の項から 21 の 15 の項までの規定中「第 18 条第 18 項」を「第 18 条第 20 項」に改め、同表 21 の 16 の項中「第 18 条第 22 項第 1 号」を「第 18 条第 24 項第 1 号又は第 2 号」に、「の承認」を「の認定」に、「仮使用承認申請手数料」を「仮使用認定申請手数料」に、「承認申請の」を「認定申請の」に改め、同表 29 の項及び 44 の項中「延べ面積」を「容積率」に改め、同表 50 の 8 の項を同表 50 の 9 の項とし、同表 50 の 7 の項を同表 50 の 8 の項とし、同表 50 の 6 の項を同表 50 の 7 の項とし、同表 50 の 5 の項中「構造計算適合性判定を要する」を「特定建築基準適合審査をする」に、「1 の建築物について、21 の 3 の項」を「当該部分ごとに 8 の 2 の項」に改め、同項を同表 50 の 6 の項とし、同表 50 の 4 の項中「構造計算適合性判定を要する」を「特定建築基準適合審査をする」に、「1 の建築物について、21 の 3 の項」を「当該部分ごとに 8 の 2 の項」に改め、「（昭和 25 年政令第 338 号）」を削り、同項を同表 50 の 5 の項とし、同表 50 の 3 の項を同表 50 の 4 の項とし、同表 50 の 2 の項を同表 50 の 3 の項とし、同項の前に次のように加える。

50 の 2	建築基準法施行令	建築物の移転認	1 件につき	28,000 円	認定申
--------	----------	---------	--------	----------	-----

第137条の16第2号の規定に基づく建築物の移転の認定の申請に対する審査	定申請手数料			請のとき。
--------------------------------------	--------	--	--	-------

別表第2都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第54条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査の項及び都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査の項中「構造計算適合性判定を要する」を「特定建築基準適合審査をする」に、「1の建築物について同表21の3の項」を「当該部分ごとに同表8の2の項」に改める。

第3条 葛飾区事務手数料条例の一部を次のように改正する。

第3条第1項第13号中「、葛飾区自動交付機カードの利用に関する条例（平成21年葛飾区条例第41号）第2条第1号に規定する自動交付機カード（以下「自動交付機カード」という。）」を削り、同条第2項第2号ただし書中「証明書自動交付機及び同条第3号に規定する」を削り、同項第4号を削る。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

① 第1条の規定 平成27年4月1日

② 第2条の規定 平成27年6月1日

③ 第3条の規定及び次項の規定 平成27年7月21日

（証明書簡易発行端末機の利用による交付に係る事務手数料）

2 第3条の規定による改正後の葛飾区事務手数料条例第3条第2項第2号の規定の適用については、平成28年6月30日までの間、同号中「葛飾区住民基本台帳カードの利用に関する条例（平成22年葛飾区条例第40号）第2条第2号に規定する多機能端末機」とあるのは、「葛飾区住民基本台帳カードの利用に関する条例（平成22年葛飾区条例第40号）第2条第2号に規定する多機能端末機及び葛飾区自動交付機カードの利用に関する条例（平成21年葛飾区条例第41号）第2条第2号に規定する証明書簡易発行端末機」とする。